

王寺町建設工事等事後審査型条件付一般競争入札実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、王寺町が発注する建設工事並びに建設工事に関する設計、測量、調査及び監理の業務委託（以下「建設工事等」という。）に係る事後審査型条件付一般競争入札の実施について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「事後審査型条件付一般競争入札」とは、建設工事等の入札を適正かつ合理的に行うため、入札に参加するために必要な資格（以下「入札参加資格」という。）を定め、開札後に落札候補者の入札参加資格に関する審査を行い、落札者を決定する一般競争入札をいう。

(対象工事等)

第3条 事後審査型条件付一般競争入札の対象となる建設工事等は、設計金額1億円以上の建設工事等で、王寺町入札指名業者選考委員会（以下「選考委員会」という。）が事後審査型条件付一般競争入札を実施することが適当と認めたものとする。

2 前項の規定にかかわらず、設計金額が1億円未満の建設工事等であっても、選考委員会が必要と認めた場合は、事後審査型条件付一般競争入札の対象とすることができる。

(入札参加資格)

第4条 事後審査型条件付一般競争入札に参加できる者は、次の各号に掲げる条件のいずれにも該当する者（建設工事に関する設計、測量、調査及び監理の業務委託に係る場合にあっては、第3号を除く。）とする。

- (1) 本町の競争入札参加資格業者（建設工事又は測量・建設コンサルタント）であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 発注する建設工事の工種について建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく許可を受けていること。
- (4) 王寺町建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領により入札停止措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（会社更生法に基づき更正手続開始決定がなされている場合及び民事再生法に基づく再生手続開始決定がなされている場合を除く。）。

- (6) 前各号に掲げるもののほか、建設工事等ごとに定める要件を満たすこと。
(公告)

第5条 町長は、事後審査型条件付一般競争入札の実施に当たり、施行令第167条の6第1項及び王寺町契約規則（平成2年12月王寺町規則第42号）第2条の規定により、次の事項について公告するものとする。

- (1) 入札に付する事項
- (2) 入札に必要な書類
- (3) 入札保証金に関する事項
- (4) 入札の無効に関する事項
- (5) 入札参加資格
- (6) 入札の場所及び日時
- (7) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項
(資格確認)

第6条 事後審査型条件付一般競争入札への参加を希望する者は、次に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書
- (2) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
(その他)

第7条 この要綱で定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年7月28日から施行する。

附 則（平成30年4月27日）

この要綱は、平成30年5月1日から施行する。